

法人県民税の超過課税の延長について

埼玉県・県税事務所

1 超過課税の延長

法人県民税の法人税割について、超過税率を課する特例の適用期間を5年間延長することといたしました。（「法人の県民税の特例に関する条例の一部を改正する条例」令和7年埼玉県条例第43号）

2 超過課税の内容

税 率	1. 8%（標準税率1. 0%）
対 象 法 人	○ 資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人 ○ 資本金の額又は出資金の額が1億円以下で法人税額が年1, 000万円を超える法人
適 用 期 限	令和13年1月31日に終了する事業年度分まで

※ 税率及び対象法人については変更ありません。

3 超過課税の必要性

本県の財政状況は、大変厳しい状況にあります。

こうした中であっても、様々な行政課題が山積しており、とりわけ以下の行政需要には、今後重点的かつ計画的な対応が必要となります。

《超過課税による税収の活用例》

中小企業・雇用対策	中小企業制度融資、就業支援など
少子化対策・子育て支援	こども医療費等への助成、保育士確保など
危機管理・防災対策	防災体制の整備、災害対応力の強化など

納めていただいた税金は、貴重な自主財源として活用させていただきますので、皆様の御理解と御協力をお願いします。